

様式 3

行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称		薬局の構造設備に対する改善指導
行政指導の根拠となる法律・条例・要綱等名		医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
条 項		第5条 第69条第2項
所 管 課		保健衛生局 保健所 環境薬事課 (電話：048-840-2235)
行政指導を行なう場合の方針・基準	基準 (未設定の場合は、その理由)	「さいたま市薬局等許可の審査基準及び指導基準」に基づき、例えば薬局が通路となる構造である場合は行政指導を行う。
	備 考	